「生存の政治」における政府 - イスラーム運動関係

――2011年民主化運動とヨルダンのムスリム同胞団――

きっ かわ たく ろう 吉 川 卓 郎

《要 約》

ョルダンのムスリム同胞団は、歴史的にハーシム家体制の支援勢力であったが、近年は政府との対立を繰り返してきた。そして「アラブの春」を契機に、同胞団は民主化デモを糾合、王権の制限を主張するなど体制との全面対決を選んだ。しかし民主化運動は分散に向かい、主要勢力の多くが政府との妥協に転じたことで同胞団は孤立した。

不満や社会亀裂が可視化されながら、なぜヨルダンの民主化運動は一本化しないのか。なぜ同胞団は民主化運動の中心になり得なかったのか。本稿では先行研究を援用しながら「弱い体制」の強靭性を再検討し、同時に同胞団が展開した運動を、歴史的背景も踏まえながら分析する。現時点でのハーシム家体制による「アラブの春」超克は、長年築き上げた統治システムの賜物であり、危機の継続がその基盤を支えてきた。そして同胞団は体制に内包化された組織であり、その枠内での挑戦には限界があったといえる。

はじめに

I ヨルダン型権威主義体制
Ⅱ 「テロとの戦い」の時代
Ⅲ 「革命」の時代を迎えて
議論と考察

はじめに

日本・欧米のメディアで「アラブの春」と呼ばれる2010年末以降のアラブ諸国政治変動^(注1)における大きな潮流のひとつは、イスラーム運動の台頭であろう。エジプトの「ムスリム同胞団(Jamā'a al-Ikhwān al-Muslimīn)」、チュニジアの「ナフダ(Ḥaraka al-Nahḍa)」が代表例である。

後に国政を担うに至った両者に共通するのは, 段階的かつ包括的な組織拡大手法に秀でている ことと,権威主義体制下で非合法化された経験 である(注2)。

他方、ヨルダン・ハシミテ王国では、過激 思想を除いて、歴史的にイスラーム運動は合 法化されてきた。なかでも「ヨルダンのムス リム 同胞 団(Jamā'a al-Ikhwān al-Muslimīn fī al-Urdunn)」 (註3) は、エジプトの同胞団の支部で ありながら独立した活動を続け、現在では国内 最大の動員力をもつ社会運動として知られてい る。エジプト同胞団においては、その傘下政党 である「自由公正党 (Hizb al-Hurrīya wā al'Adala)」が2012年1月の総選挙で躍進し、大統領選挙にも勝利した。しかし、2013年7月の軍クーデターによって自由公正党政権はわずか1年で崩壊しており、公の政治活動期間はわずかである。その意味でも、60年以上にわたるヨルダン同胞団による合法的活動の蓄積は、同胞団思想の実践という意味で貴重なテストケースである。ヨルダンの同胞団はかつて「ハーシム家の刀」と称されたほど王室との関係が深く、また他国の同胞団組織に先駆けて国政への参入を果たし、与野党両方の立場を経験してきた[吉川2007]。

しかし、このようにヨルダン王国と表裏一体 をなしていた同胞団も, 近年は政府との摩擦が 目立つ。2011年1月、チュニジアやエジプトの 体制崩壊が現実味を帯びると, 同胞団は両国の 民主化を支援するデモに参加し,返す刀でヨル ダン政府批判を開始した。さらに同胞団の傘下 政党であるイスラーム行動戦線党 (Hizb Jabha al-'Amal al-Islāmī, 以下, 英語表記 Islamic Action Front Party の略称である IAF と表記)は、議会多 数派による政府結成、つまり議院内閣制への移 行を公然と主張するようになった [Al-Sabīl, February 18, 2011]。 それは国王が首相をはじめ 内閣人事を独占する現行憲法の改正を意味し, ヨルダン政治の常識ではあり得ない主張であっ た。過去にヨルダン政府と同胞団の対立は何度 かあったし、また1994年のヨルダン・イスラエ ル和平が政府・同胞団の関係を大きく損なった のも確かである [吉川 2007] (注4)。 しかし、長 い同胞団運動の歴史で王権制限に言及したのは これが初めてであり、メディアの多くも同胞団 を改革の旗手、あるいは反政府運動として扱う ようになった。3月になると、デモ参加者は当 時の報道で数千人から1万人程度にまで膨れ上がり、同胞団はその中心的存在であった(注5)。

ところが, 民主化勢力と親政府勢力が街頭で 衝突した3月24日の事件(通称「3.24」)をピー クに、民主化デモは規模・件数ともに激減した。 「3.24」の1周年記念集会に集まったのは、同 胞団を含めて数百人程度である [Al-Sabīl March 24,2012]。これは、政府の改革が奏功した結果 なのであろうか。そうとは言い難い。2011年1 月以降、ヨルダンでは4つの内閣が交代し、政 治・経済問題は山積している。また首都アン マーンを中心に、小規模なストライキなどの労 働争議は増加する一方である。要は、「アラブ の春」以降のヨルダンでは、すでに存在してい た社会亀裂が明確に可視化されるようになった が、周辺国のような社会不安に結びついておら ず、また数々の不満や主張が民主化運動に一本 化されていない。では、なぜこうした違いが生 じるのか。これが本稿のもっとも大きな問いで ある。

「アラブの春」で揺れた近隣諸国の例を振り返ってみよう。起爆剤となったチュニジア動乱(ジャスミン革命)から3年を経た今、複数のアラブ権威主義体制が崩壊し、長年にわたり抑圧を受けてきた市民運動は活気づいている。たとえば長沢[2012]は、長年続いた腐敗の果てに「軟性国家」に堕したエジプトの国家体制を立て直すべく、さまざまな市民運動や宗教運動、一般市民が奔走する様をマクロな地域変動の分析と並行して活写した。Lynch [2012]は、筆者が「ハッシュタグ抵抗」と呼ぶインターネットを使った抵抗・民主化運動が、驚異的な速度でアラブ諸国の公共空間に拡散する過程を確認している。一方、これらの運動は、必ずしも地

域横断的な民主化に結びついていない。たとえ ば共和制権威主義体制の場合, 浜中 [2011] は 直近のシリアとエジプトにおける権威主義体制 の比較分析を行い、盤石にみえたエジプトの支 配政党の支持構造が空洞化していたことを明ら かにした。実際、エジプト、イエメン、リビア では騒乱の発生から短期間で体制が崩壊したが、 シリア政府は内戦状態にあっても存続している。 青山「2011a: 2011b〕が指摘しているように、シ リアのバアス党支配下における反体制運動への 「予防措置」と「恐怖の文化」は他のどのアラ ブ共和制権威主義体制よりも強靭で, 党への支 持構造も堅牢であった(注6)。他方, 王制権威主 義体制の動向については、湾岸協力会議 (GCC) 諸国のようにアメ(公務員給与の加増といったク ライエンテリズム強化)とムチ (バハレーン民主 化運動への GCC 共同武力介入) で対処したケー スと、モロッコやヨルダンのように政府-主要 アクター間で包括的なバーゲニングを行った ケースが特徴的といえる。これらの分析には, さらに詳細な議論の整理と比較が必要であるが, 少なくともこれまでバハレーンを除くアラブの 王国・首長国で明白な反体制運動が発生しな かった事実は興味深い。たとえばチュニジアと マグレブ諸国の政治・社会情勢を「アラブの 春」の前後で比較した中川 [2011] は、モロッ コ王室が危機を乗り切った背景として、1990年 代以降の「上からの改革」を通じた一定レベル の民主化実績という背景に加え、2011年のデモ に際し、国王のイニシアチブで憲法改革という 落としどころを提供することによって「抗議運 動の要求の限界を定めた」点を指摘している。

このように「アラブの春」は、逆説的ながら「強靭な王制」という新たなパズルを提示した。

わけても, なぜヨルダン王国では社会亀裂が大 規模な騒擾につながらず, 秩序を維持していら れるのか。本稿では、同国で最大の規模と動員 力を誇る同胞団の置かれた環境に焦点を当てな がら考察してみたい。そのためには、以下のよ うな議論が必要となろう。第1に、国家-社会 関係からみた、ヨルダンにおけるイスラーム運 動、わけても同胞団の位置づけの再検討である。 かつて国内外でアラブ主義勢力からの挑戦を受 けたヨルダン政府にとって、同胞団を含む保守 的なイスラーム運動は政府支持基盤の重要な一 角を占めていた。しかし脅威の低下(アラブ主 義の退潮、イスラエルとの和平)に加え、1999年 に即位したアブドゥッラー2世('Abd Allāh ibn Husayn ibn Talāl) の体制は、アメリカとの関係 強化を軸に、全方位的外交と経済自由化を強化 した。体制内で新勢力(実業家層)が急成長す る一方, 従来から反米・経済自由化反対を訴え てきた同胞団の存在感は希薄化した [Bank and Schlumberger 2004]。こうした同胞団を取り巻く 状況に、2011年の民主化運動がどのような影響 をもたらしたのか考察する必要がある。第2に, 既往研究が存在するため詳述はしないが、同胞 団と, 同胞団傘下組織を含めたネットワーク全 体の力学の変容も重要であろう [Abu Rumman 2007; 2011; Kikkawa 2012]。同胞団の上層部を構 成するのは多様なバックグラウンドをもつエ リートであり、同胞団研究者の Abu Rumman [2007; 2011] は、これらが派閥化し、権力闘争 を繰り返してきた問題を指摘している。この主 張に従えば、派閥抗争が同胞団の実力をマージ ナル化させる原因となり, さらに上述の外的要 素が加わることで、組織の硬直化(政府批判の 強化など) に拍車がかかったとみることもでき

よう。実際,2006年以降の IAF の迷走の一因に, 党内ガバナンスの混乱があったことは無視でき ない [Kikkawa 2012]。

本稿では、まずヨルダンの国家体制とりわけ アブドゥッラー体制の構造, 続いて同胞団の歴 史と組織体系を粗描し、近年、両者の関係が動 揺した深層要因の説明を試みる。そして、ヨル ダンの民主化圧力がかつてないほど高まる今日, なぜ同胞団は主導権を握れないのか、2011年以 降に生じた状況に照らして分析を試みる。特に 注目する点は、(1)体制側と一部民主化勢力の融 和ないし妥協の成立、(2)民主化勢力間の温度差 拡大という潮流が、運動の一体化を阻んだ可能 性について, である。 なお本稿の構成について は、第 I 節でアブドゥッラー国王治世初期にあ たる1990年代末期ヨルダンの政治体制と国家 -同胞団関係を論じ、第Ⅱ節では2000年代(「テ 口との戦い」の時代) に政府 - 同胞団関係が悪 化するプロセスを解説する。次いで第Ⅲ節では 「アラブの春」以降のヨルダン民主化運動の動 向と政府の対応を整理し、そのなかで同胞団の 位置がどのように変遷したのかを、本稿の問題 意識に沿って分析する。

I ヨルダン型権威主義体制

1. 「緩衝国家」の枠組み

ヨルダンはパレスチナをはじめ複数の紛争地帯に隣接する地政学的リスクを抱え、また十分なハードパワーをもたない小国である。ゆえに同国は、冷戦期に構築した「ハシミテ・ヴィジョン(Hashemite Vision)」と呼ばれる戦略、つまり英米やイラクといった域内外の大国による経済・安全保障面での支援を確保しながら、アラ

ブ向けには民族の連帯、西洋向けには民主主義という、双方に普遍的な価値観を強調することで独立を守ってきた [Dessouki and Abul Kheir 2008]。第3代のフサイン国王 (Husayn ibn Talāl, 在位1952~99年)時代に確立されたこの戦略は、冷戦の終焉に伴うパワー再編と湾岸危機 (1990~91年)における中立戦略の失敗で一時は頓挫した。しかし、その後の中東和平交渉の過程で、和平推進派として立ち回ったヨルダンは、アメリカの後ろ盾を確保した。

このように、ヨルダンは紛争当事国に囲まれた「緩衝国家 (Buffer State)」という不安要素を逆手に取って、中東和平における仲介役という定位置を確保し、実際の国力以上の影響力を発揮してきた [Muasher 2008; 北澤 2000]。そしてアブドゥッラー国王は、ハシミテ・ヴィジョンを継承しながらも、より地域内外の国際システムを意識した外交政策を構築した。現体制の外交方針は、アメリカをはじめ域外諸国との友好関係構築 (経済援助獲得、軍備近代化、中東和平への発言力保持)(注7)、対イスラエル関係の現状維持、対アラブ善隣外交 (援助と石油資源の安定的確保)で成り立っている。

一方、国内統治においては、アラブ主義やパレスチナ独立勢力の挑戦、幾多の経済危機を乗り越えてきた王制は、「生存の政治(Politics of Survival)」と呼ばれる独自の政治体制を築き上げてきた [Lucas 2005]。加えて、アブドゥッラー国王は、対外的には先王の路線を継承する一方、国内向けには、ヨルダン川西岸地域と距離を置き、ヨルダンの独自性を国民に強調してきた(注8)。また、一貫した経済改革の優先も同体制の特徴である。アブドゥッラー国王は、王位と同時に莫大な財政赤字を継承しており、即

位から間もなく、対外関係の強化や新自由主義的な経済政策を通じた外資誘致に大きく舵を切った。大きく分けると、(1)米・日・EU を筆頭とするドナー国家との友好、(2)国際通貨基金(IMF)や世界貿易機関(WTO,2000年加盟)との関係強化、(3)アカバ特別経済ゾーン(ASEZ)等の経済特区の開発と外資の誘致、(4)公共セクターの民営化を通じた小さな政府路線である[King Abdullah 2011; Dessouki and Abul Kheir 2008]。

2. 「生存の政治」の構造

ヨルダンの政治体制は、君主制権威主義体制 (monarchical-authoritarian state) であり、アラブ諸 国のなかではクウェートやモロッコの体制構造 に近いといえる [Bank and Schlumberger 2004, 35-36]。しかし、ヨルダンの政治体制をもっとも 特徴づけるものは、王国の生存を第一に考えた 巧妙な統治システムである。

現在のヨルダンは、オスマン帝国時代以来の 住民からパレスチナ難民までを包含する多文化 社会を構成しており、ヨルダンを統治するハー シム家世襲王室もまた、イギリス委任統治領パ レスチナ時代にこの地に埋め込まれた外来の統 治者である。こうした歴史的背景から、王室は 単なる国家統一の象徴ではなく、国内のさまざ まな勢力を何らかのかたちで表象する傾向があ る。たとえば、アブドゥッラー国王の異母弟で あるアリー王子 ('Alī ibn Husayn) は、かつて国 内有力マイノリティであるチェルケス系住民を 意識したパフォーマンスを行ったし(注9),パレ スチナ系のラーニア妃 (Rānyā 'Abd Allāh) (注10) は, 文化外交の推進や積極的な広報活動を通じ、ヨ ルダンのソフトパワーを代表する存在となって いる。こうした王室によるヨルダンの「体現

(embodiment)」は、王室に正統性をもたせる安全装置としても働いているのである [Dessouki and Abul Kheir 2008]。アブドゥッラー国王自身、国外向けには旺盛な海外メディア出演やインターネットを使った情報発信、宗教間対話会議の主催などを通じて開明的な国王である点をアピールしながら、自身の家柄(イスラームの預言者ムハンマドを出したハーシム家の直系子孫)についても強調している(注11)。他方、自国民向けには、国父としての立場に加え、地方部族のリーダーとしての立場をも明確にしている(たとえば、国王による地方都市・村落への巡幸や部族リーダーとの会議は、欠くことのできない重要行事である)(注12)。

国王は形式的にも実質的にもヨルダンの支配 者である。ヨルダン1952年憲法によれば、行政 権は国王に属し, 大臣らと共に行使するものと される (第26条)。国王は単独で首相を任命・ 罷免でき (第35条), 首相は他の閣僚を指名し 組閣を行う。国王が首相を指名する際には,公 開の委任状に国家が抱える困難、そして必要な 改革が示される。新首相はこれらの内容を受け て政策立案を行うことになるが、場合によって は委任状にかなり具体的な目標が示されること もある。たとえば後述する第1次バヒート内閣 (2005年) の発足に当たっては、新首相宛ての 委任状に(直前に発生した無差別テロ事件を受け た)治安対策の強化や,前内閣のやり残した 「国家アジェンダ」の推進がゴールとして明示 された(注13)。 つまりヨルダンの内閣はすべて特 命内閣であり、任務が完了・変更あるいは失敗 した時点で辞職するのが常である。ゆえに多く の内閣は短命で、建国から66年間で、実に60回 以上の内閣交代が行われた。この慣行はフサイ

ン国王時代に確立されており、国王が自らを危険にさらすことなく次の首相に改革を託すことで、政治・経済危機を乗り切れるという利点もある。内閣は、短期間での改革実現のために暫定法 (qawānīn mu'aqqata) を利用することもしばしばである。暫定法は、国民議会の閉会中に例外的に内閣が立法権をもつことを認めており(1952年憲法第94条1項)、行政府が立法府より優位に立つ切り札でもある。これが、「生存の政治」の重要な要素であることは言うまでもない。

王国の基盤のひとつとして、軍の存在は欠かせない。ヨルダン軍の系譜は、建国以前のアラブ反乱軍に遡り、現在も軍の中心は南部をはじめハーシム家に忠誠を誓った部族出身者で占められる。ヨルダン国王は軍の最高司令官であり、フサイン先王、アブドゥッラー国王は共に軍人としての長いキャリアをもち、軍との関係は極めて深い(注14)。また軍は親王室エリート輩出機関でもあり、軍から他の政府機関へ転出する者も少なくない(注15)。

軍と同様に王室を支える重要機関として、王宮府(al-dīwān al-malakī)、総合情報庁(dā'ira al-mukhābarāt al-'āmma)がある。王宮府は国王の執務室であり、また国民による王室への請願が行われる、いわば目に見えるかたちでのクライエンテリズムを支える機関である。総合情報庁は情報部門であり、国内の不穏な活動を監視する秘密警察でもある。ここでも、軍の影響力は大きい。総合情報庁の長官は、すべて軍高官(准将クラス)が務め、王宮府の高官にも軍出身者が就くことは珍しくない。

立法府(2院から成る国民議会, majlis alumma) のうち上院 (majlis al-a'yān) は、閣僚経 験者や軍・政府高官など国家に貢献した名士 (a'yān)で構成される諮問機関である。議員は すべて国王指名で、ヨルダン歴代首相の多くは 上院議員経験者である。上院の構成には中・長 期的な国王の意向が反映されており、政策を知 るひとつの目安ともなる。たとえばアブドゥッ ラー体制では、同胞団幹部出身者が継続的に上 院議員として登用されている(注16)。

唯一の民選議会である下院(majlis al-nuwwab)は、国家 - 社会関係を分析する上で貴重な存在である。1989年以降、ヨルダンでは基本的に政府批判勢力による公的な政治空間への参加を排除していないため、野党は大きな犠牲を払うことなしに下院で活動を続けている[Lust-Okar 2007, 39-42]。同胞団以外のイスラーム勢力も同様で、Schwedler [2006] は、さまざまな社会勢力の取り込みを通じた内包化政策(inclusion policy)の継続が、ヨルダンのイスラーム主義を穏健化させた主因であると説明している。

緩衝国家であるヨルダンでは、頻繁に下院の操作が行われてきた。そのもっとも重要な手段は、先述の暫定法である。特にアルアクサー・インティファーダ(2000年)やイラク戦争(2003年)の内政への影響が懸念された時期には、下院閉会時を狙った、治安強化を目的とした暫定法が多数成立している。一方、(暫定法が適用されない)下院の会期中には、政府の多数派工作は、慎重に行われる。なお、下院の勢力関係は「ブロック(kutla)」と呼ばれる会派で示される。ブロック間関係については、政党所属議員が多数誕生した第11次下院(1989~93年)ではアラブ主義系、イスラーム系といった多彩なブロック間の合従連衡がしばしばみられたが、後述する単票制の導入によって政党系議員が激減した

1993年以降は、無所属・親政府議員中心の緩やかなネットワークとなった [Hourani and al-Taher 2009; 吉川 2007]。

政府による下院介入のもっとも有名な事例は, 1990年代前半の、対イスラエル和平の是非をめ ぐる攻防である。当時は発足したばかりの IAF をはじめ多くの政党が和平反対運動を開始し, メディア(注17)も大々的に反対キャンペーンを展 開したため,政府は暫定法と下院内多数派工作 の両方を駆使しながら反対派の抑え込みに転じ た。政府は下院休会中に暫定法「出版・通信 法 でメディア規制を強化し、また1993年8月 に議員任期満了で下院が解散すると、やはりそ の間隙を縫って暫定法「1986年選挙法第25号修 正案 | (通称・1993年改正選挙法)を成立させた。 これによって、1989年総選挙で採用されていた 大選挙区複数投票制は、単記制 (qānūn al-ṣawt al-wahda,大選挙区単票制)に変更された。多く の政党は, 新方式に猛反発した。というのも 「1人1票」の単記制では,有権者は,全国規 模の改革を訴える政党系候補よりも, 地元利益 を代表する有力者候補に投票することが予想さ れたからである [El-Said 1995, 13; Hourani 1997, 284] (注18)。

新投票方式の下で実施された1993年総選挙では当選者の約6割を無所属の有力者・名望家等が占め、対イスラエル和平に反対していた左派・アラブ主義政党の多くは議席を失った。IAFは36人の候補を擁立したが、獲得議席は1989年の24から16に減少した。下院内の勢力関係は一変し、無所属議員を味方につけた政府は和平路線を推進した。こうして1994年10月26日、ヨルダン・イスラエル両政府は和平条約「ワディ・アラバ条約」に調印し、46年続いた

戦争状態に終止符を打った。翌月,下院の多数が条約を支持,条約は成立した(IAF は全員反対) [Baaklini, Denoeux, and Springborg 1999, 160]。 Hourani [1997] は,この時期を境に政府 – 同胞団関係が「友情」から「無関心」の時代へと移行したと説明している。

3. ムスリム同胞団

ヨルダンにおける同胞団運動は、同国の独立を翌年に控えた1945年、エジプト同胞団の支部として始まった。ヨルダン初代国王であるアブドゥッラー1世('Abd Allāh ibn al-Ḥusayn、在位1946~51年)は体制基盤構築のため保守派やイスラーム運動を積極的に支援し、ヨルダンの同胞団は「国家の庇護」というエジプト本部と大きく異なる歴史を歩むことになった[Boulby 1998; Wilson 1987]。以降も同胞団は、政府との協調を基本方針とし、関係が悪化した場合(たとえば、1982年にシリアで発生した「ハマー暴動」とシリア・ムスリム同胞団弾圧への対応をめぐる、ヨルダン政府と同胞団の論争)にも、全面的な対立を回避してきた[Khazendar 1997, 146-147] (注19)。

同胞団は最高監督者(murāqib 'āmm)と副最高監督者を含む6人から成る執行部(al-maktab al-tanfīdhī)を頂点とするトップダウン型の構造で組織され、全国の団員の意見はシューラー議会(majlis al-shūrā)に反映される。歴代最高監督者は経験を積んだイスラーム法学者であるが、執行部やシューラー議員の多くは実務家である(iè20)。

同胞団は、主に教育・福祉分野で社会に浸透していった。これらの活動の中心となったのは、1963年に創設された「イスラーム協会(Jam'īyāt al-Markaz al-Islāmīya)」である。病院、専門学校、

看護学校、青年向け施設、福祉団体を運営するイスラーム協会は、同胞団と社会をつなぐ窓口となった(注21)。協会の幹部は、すべて同胞団員である。Clark [2004] によれば、イスラーム協会は中間層(注22)をはじめさまざまな社会階層や経済セクターに浸透し、階級横断的な会員ネットワークを構築した(裕福な会員にはネットワークを利用したビジネスの拡大、貧困層には福祉提供というメリットがあった)。豊富な人材をそろえたイスラーム協会による教育・福祉事業は、政府系機関にも劣らない水準のサービスを提供した。さらに、湾岸アラブ諸国で成功した同胞団系実業家や移民労働者による送金は、イスラーム協会の貴重な資金源となった [Abu Rumman 2007, 20]。

イスラーム協会が同胞団の人的ネットワーク・財政の支柱ならば、IAF は政治の柱である。IAF の組織は基本的に同胞団と同じピラミッド構造で、党書記長(al-amīn al-'āmm、党首に相当)をトップに、執行部、次いでシューラー議会が組織の中核である。シューラー議会は全国の支部から選ばれた120人の代表で構成され、重要事項の議決に加え、定期的に書記長とシューラー議長(ra'īs majlis al-shūrā)を選出する権限を有する[吉川 2007]。

IAF が結党された1992年は、ヨルダン政府がイスラエルとの和平を模索していた時期である。同胞団の対イスラエル方針(現在も同胞団はイスラエルを「シオニスト」と表現し、国家主権は絶対に認めない方向である)を踏襲した IAF は、発足当初から外交政策で政府と全面対立することとなった。ワディ・アラバ条約成立後も、IAF を含めた和平反対派による政府批判に政府が暫定法(メディア・言論統制)で応えるとい

うパターンが繰り返された(注23)。先述の1993年 選挙法をめぐる政府との対立もあり、IAF は同 胞団とともに1997年総選挙参加をボイコットし た [Hourani 1997, 279] (注24)。

この2年後にフサイン国王の急死を受けて即位したアブドゥッラー国王は、同胞団系運動であるパレスチナの抵抗組織「ハマース(Haraka al-Muqāwama al-Islāmīya)」幹部を国外追放し、ヨルダンは西岸地域での紛争に関与しないという立場を明確にした(注25)。また、パレスチナやイラクの情勢が悪化したことから、新体制はフサイン国王時代より強力な治安対策を推進した「北澤 2011」。

IAF が立法府を離れていた間、ヨルダンの体 制は地域システムの変動を見越して変貌を遂げ つつあった。アブドゥッラー国王は,2001年に 予定していた総選挙を「地域情勢不安定」を理 由に2年延期した。ようやく実施された2003年 総選挙に参加した IAF は、親政府無所属候補 の大勝(下院議席の3分の2)と,党獲得議席 のさらなる減少(12議席)という厳しい現実に 直面する。IAF 不振の背景については、1993年 選挙法の影響もさることながら、多くの有権者 の関心事であった景気・雇用問題に、党が有効 な対策を提示していなかった点も無視できな い(注26)。IAF は都市部を最大の基盤とする政党 であったが、2003年総選挙では、最大の票田で ある首都圏の議席維持にも苦戦している [吉川 2007]。

6年ぶりの国政復帰を果たしたIAFは、下院を基盤に、ワディ・アラバ条約以降の政府外交方針への反対運動を展開した。下院での審議では、IAF所属議員がアメリカ・イスラエルによるアラブ・イスラーム世界への陰謀を主張し、

返す刀で政府の親米・イスラエル融和方針を批判する光景がたびたびみられるようになった[吉川2007]。党方針では(政府の路線とは逆の)「大きな政府」路線を強調し、たとえば2007年の総選挙を見越して作成したIAFの公約では、国内農業の保護、福祉の充実と社会支出増加を明記している [IAF 2007] (注27)。また、職能組合(詳細は後述)との関係強化も図られた。もともとエリート専門家層に同胞団支持者が多いことから、IAF も発足当初から組合と良好な関係を構築していたが、この頃から組合運動系の党員がIAF 執行部入りする傾向が目立ち始めた [Abū Rummān 2011]。

Ⅱ 「テロとの戦い」の時代

1. 第1次バヒート政権と同胞団の苦闘

アブドゥッラー体制発足以降も周辺の紛争はやむことがなく、緩衝国家ヨルダンは外部問題の影響力排除に忙殺されていた。2003年のイラク戦争では、戦火の波及こそ防いだものの、押し寄せる難民を拒むことはできなかった。わけてもヨルダンの政策に大きな影響を与えたのが、2005年11月のアンマーン連続爆弾テロ、2006年1月のパレスチナ総選挙におけるハマースの勝利であり、どちらもヨルダンが周辺情勢と無関係でいることの難しさを再認識させた出来事であった。

アンマーン連続爆弾テロ (ヨルダンでは、発生した日にちなみ「11・9」と呼ばれることもある)では、60人が死亡、数百人が負傷と、長らく無差別テロと無縁であったヨルダンの安全神話に衝撃を与えた。首班と目されたのは、イラクで活動していたイスラーム急進派のヨルダン人、

通称「ザルカーウィー(Abū Muṣʻab al-Zarqāwī)」であった(注28)。事態を重くみたアブドゥッラー国王は、学者出身のアドナーン・バドラーン首相('Adnān Badrān)を更迭し(注29)、マアルーフ・アル=バヒート(Maʻrūf al-Bakhīt)を首相に据えた(第1次バヒート内閣)。バヒートは、長い軍歴を経て、総合情報庁長官や王宮府国王顧問などを務めた政界の重鎮であった。以降、バヒートは2年2カ月にわたり秩序の維持と危険分子の排除に辣腕をふるった。バヒートが政権を担った間だけで、実に200を超える暫定法が成立し、そのなかには団体活動の制限など、民主化に逆行するものも含まれていた[吉川2009: Beck and Collet 2010]。

2006年1月、パレスチナ総選挙でハマースが 地滑り的勝利を収めると、バヒート政権はヨル ダン国内の治安強化に着手し、同年4月にはヨ ルダン北部で「ハマースのもの」とされる多数 の武器が押収された。この動きに、3月に執行 部を一新したばかりの IAF は反発した。新執 行部には、書記長のザキー・バニールシェイド (Zakī Sa'd Banī Arshīd) をはじめ、組合や学生運 動の出身者が多く含まれており、発足当初から 政府に対して極めて批判的であった。バニール シェイドはハマース支持を明言し、武器押収事 件を「ファタハを助け、ハマースを権力から追 放しようとする陰謀」と批判した [Shenker 2006]。

ヨルダン国内の「テロとの戦い」が本格化するなか、政府 - IAF 関係は、2006年6月7日のザルカーウィー死亡の報によって急展開する。ザルカーウィーの出身地であるアンマーン近郊のザルカー市で営まれた追悼式に4人のIAF所属下院議員が弔問したことが明らかになると、

6月11日に「反国家的行為」容疑で全員逮捕された(注30)。この事件で、IAF は孤立無援であった。国王自らが IAF 議員らの行為を批判したうえ、下院でも IAF 非難の声が相次いだからである [*Al-Ra'y* June 30, 2008]。程なく、4人のうちムハンマド・アブーファーリス(Muḥammad Abū Fāris)とアリー・アブースッカル('Alī Abū Sukkar)の有罪が確定した [吉川 2009]。

しかも、同年7月にイスラエルがレバノンに 侵攻したため、8月に開会された下院の議題は、 レバノンそして国内治安問題で占められた。本 来議論されるはずであった、ヨルダンの政治・ 経済改革10年計画「国家アジェンダ」は脇に追 いやられ [Jordan Times August 28, 2006], 4人の 議員をめぐる政府 – IAF 対話も進まなかっ た(注31)。

最終的に、「ザルカーウィー事件」は、国王と同胞団最高監督者サーリム・ファラハート(Sālim Faraḥāt)の話し合いで幕が引かれた。 2人の IAF 議員は、9月30日、国王特別恩赦(有罪判決は覆されなかったため、議員資格は剥奪)で釈放された[Al-Ra'y September 30-October 1,2006]。この事件への対応をめぐり、同胞団とIAFの方針の違いは明らかであった。IAFが一貫して議員らの行動を肯定し、政府に反発したのに対し、同胞団は早い段階からバヒート首相らと対話を重ね、事件解決の際にはファラハート最高監督者が恩赦を称賛したのである[吉川2009; Kikkawa 2012]。

政府と IAF の対立は続いた。2007年7月の 地方選挙に参加した IAF は、選挙戦の終盤に 政府による投票操作を主張、急きょ33人の党候 補者の立候補を取り止めた [Abu Rumman 2007, 27](注32)。IAF は同年11月に行われた総選挙に参 加したものの、獲得議席はわずか6議席で、ザルカーやイルビドといった大票田でも落選が相次いだ。惨敗の背景について、IAFは記者会見で「政府が買収、投票操作で妨害した」と非難している [Jordan Times November 22, 2007]。 Abu Rumman [2007] は、当時の IAFは同胞団を含めたネットワーク全体の「タカ派、ハト派、現実派(中間派)」の3派による権力闘争の状態にあったと指摘する。このため2007年総選挙では、派閥対立によって IAF 公認候補の擁立にも事欠く有り様であったという [Abu Rumman 2007, 57-68] (注33)。

さらに、当時の IAF の方針にイスラーム主 義者以外の支持を集めそうな要素が見当たらな かったのも事実であった。たとえば、IAF が最 後に参加した2007年総選挙の公約を要約すると、 以下のとおりである。

- ・政治改革: 単票制の廃止と, 複数投票制へ の回帰
- ・イスラーム思想の実践:利息(リバー)の 廃止など
- ・外交と国際関係:アラブ・イスラーム地域 の統一的行動を通じた,侵略者(イスラエ ルとアメリカ)への対抗
- ・パレスチナ問題:イスラーム的パレスチナ (filastīn islāmīya) の実現
- ・福祉の拡充

公約の大半は大きな課題として羅列され,具体的な取り組み,特にヨルダンが長年抱えてきた財政赤字やインフレ,雇用問題,中央-地方の格差といった問題への対策は示されていない[IAF 2007]。2007年選挙全体,特に地方では地元の雇用増といったシングル・イシューを強調した候補者が躍進しており,戦略面での失敗は

否定できない。

一方、政府の介入という指摘も外れていない。2007年総選挙に先立って、政府は不透明な資産運用を理由にイスラーム協会の活動停止命令を出し、大学やモスクにおける同胞団の活動にも制限を加えた[Abu Rumman 2007, 69-70; Stemmann 2010] (注34)。IAF 惨敗は、ネットワーク全体の足並みの乱れに政府との対立深化が加わった複合的なマイナス要因の結果といえよう。

2. サイード体制

総選挙の惨敗という現実からも、同胞団、IAF共に、組織の立て直しは急務であった。2008年5月、同胞団シューラー議会は幹部選挙を実施した。ファラハートを破り新最高監督者に就任したのは、タカ派のフマーム・サイード(Humām Saʿīd al-ʿAbd)であった。一方、同胞団シューラー議長には政府と太いパイプをもつハト派のアブドゥルラティーフ・アラビーヤート('Abd-al Laṭīf 'Arabīyāt、過去に上下院議員、教育大臣)が選ばれた [Jordan Times May 4, 2008]。IAFのバニールシェイドは退任、現実派のハムザ・マンスール(Ḥamza ʿAbbās Ḥusayn Manṣūr)が党シューラー議長(兼・IAF下院議員代表)を経て、最終的に党書記長に就任した[吉川 2009]。

サイード体制が発足して以降,同胞団は(しばしばIAFと共同で)街頭運動を強化している。特にイスラエルのガザ侵攻(2008年12月27日~2009年1月21日)への反対集会は,推定で数万人規模と,近年では最大の動員を記録している。また,2009年2月に同胞団系日刊紙『アッ=サビール』(Al-Sabīl) 再発行が許可されると,同胞団・IAF幹部は同紙を政府批判の基盤として

頻繁に活用した[吉川 2009]。

この姿勢は、そのまま2010年総選挙にも持ち越された。同胞団は、選挙法改正を含む改革を政府が進めない限り選挙に参加しないという立場を強調したが、当時の政府にとって、同胞団やIAFに妥協しなければならない材料はなかった。周辺諸国の情勢が比較的落ち着いていたことも幸いし、年齢的にアブドゥッラー国王に近い新世代エリートのサミール・アッ=リファーイー(Samīr al-Rifā'ī)率いる政権は、経済特区の開発や構造改革による財政赤字の縮小を優先し、選挙改革については、開票プロセスの透明化程度にとどめた(注35)。

IAFシューラー議会では、2010年選挙参加に全体の73パーセントが反対し、党としてボイコットが確定した [Al-Sabīl July 31, 2010]。IAFはすべての野党のボイコットを呼びかけたが、応じたのは左派の小政党・大衆統一党(Hizb al-Waḥda al-Sha'bīya)のみであった [Al-Sabīl September 6, 2010] (注36)。選挙運動期間中、『アッ=サビール』紙は選挙特集で腐敗と選挙違反の調査に力を入れ、同胞団幹部も選挙批判の論説を寄稿した [Al-Sabīl September 28 - October 6, 2010]。しかし、もはや常套手段と化したボイコット戦術への内部の反発も強く、選挙公示締め切り前、同胞団はボイコット方針に反して立候補した団員5人を処分するという厳しい措置に踏み切っている [Al-Ghad October 14, 2010]。

2010年総選挙の表向きの争点は「自由な選挙」であったが、当時ヨルダンが抱えていた最大の問題は、経済構造改革に伴う公共料金の見直しであった [Al-Ghad November 8, 2010]。しかし同胞団・IAF 等の自由化反対派が選挙参加をボイコットするなか、政府寄り候補者の多くは

リファーイーの路線に異議を唱えておらず、下 院で各種の値上げ問題が紛糾するのは2011年の 民主化運動拡大以降である(注37)。

結論から言うと、同胞団と IAF のボイコット戦術は失敗であった。2010年総選挙は盛り上がりに欠ける選挙であったが、同時に政府が開票プロセスの公開など透明性を強調したこともあり、同胞団としても政府批判の材料が少なかった(注38)。実際、選挙と並行して行われた意識調査では、ボイコットを支持した回答は全体の12パーセントにすぎなかった [CSS 2010]。

Ⅲ 「革命の時代」を迎えて

手詰まり感の漂っていた同胞団指導部にとって、2010年末のチュニジア政変はまさに天祐であった。同胞団と IAF は、2010年総選挙ボイコットで共闘した大衆統一党、そして複数の職能組合と共同でチュニジア民主化支援行進(デモ)を実施した。同胞団はアンマーン市の旧市街や国民議会前でデモを繰り返し、また争点をリファーイー政権の失政批判や民主化要求等に切り替えることで、ヨルダン政府に圧力を加えた。折からチュニジアやエジプトをはじめアラブ諸国全体の民主化機運に世界の注目が集まったこともあり、同胞団はヨルダン民主化運動の中心的存在として内外の注目を集めることに成功した「吉川 2011a」。

1. 拡大する民主化運動

高まる政権批判の声に, リファーイー内閣は 消費者物価据え置きなどの妥協策を示したが, デモは拡大を続けた。こうして, チュニジア政 変からわずかの間に, ヨルダン政府は改革に向 けて動きだした。2011年2月1日、アブドゥッ ラー国王はリファーイーを更迭し, バヒートを 再指名した。2005年の連続テロ当時と同様に、 「生存の政治」における優先順位は,経済構造 改革から危機管理に切り替わった。国王は「国 民間の対話促進 | が新政権の責務と明言、自ら 上下院議員や主要社会勢力(同胞団・IAF 指導 部を含む)と相次いで会見し、改革への協力を 訴えた。また、地方都市や村落への行幸、軍部 隊への鼓舞も連目のように実施している。バ ヒートも, 首相指名と同時に新内閣承認に向け た議会工作を開始, またデモの一角を成す職能 組合との対話を推進した [Al-Ghad February 3, 2011]。 2月26日には、包括的な改革を進める ための「国民的な対話の組織(後の国民対話会 議)」結成を決定した [Al-Ghad March 5, 2011]。

第1次バヒート政権で煮え湯を飲まされた同胞団指導部は、「バヒートは改革の人間ではない」と断じ、早々と倒閣運動を開始した。同胞団と IAF は、毎週「怒りの金曜日行進」を先導し、首相の即時辞任と「非民主的な下院」の解散、そして2010年総選挙のやり直しを主張した。街頭運動は多種多様な請願・抗議運動を巻き込んで急速に膨れ上がり、掲げる要求はやがて政治制度の改革に及んだ(注39)。当時、大半の野党と職能組合に共通していた主張は、選挙法改正(特に単票制の廃止と複数投票制への回帰)であった [Al-Ghad February 3 - March 1, 2011]。

実際,バヒート政権の出だしは危ういものであった。下院内にも第1次バヒート政権時代の強権的手法を警戒する者が存在し、急転する社会情勢からもリファーイー政権のような翼賛体制は望むべくもなかった。3月2日に行われた下院の内閣承認決議(117人出席)では、親政府

系議員が多数であったにもかかわらず、賛成63、 反対47、棄権7という僅差で新内閣は承認され た[Jordan Times March 4, 2011]。

内閣承認を勝ち取ると、バヒート政権は公約の実行に動きだした。手始めは、集会法改正である。従来、公共の場での集会には管轄自治体の長による事前認可が必要であったが、改正法案では、集会の実施48時間前までの内務省宛て通知のみに簡略化された(もっとも、デモが頻発した結果、集会規制が有名無実化したのも事実である)。同法案は、3月23日に国民議会で正式に可決された[Jordan Times April 27, 2011]。また政府と組合の交渉も本格化し、特に街頭運動の台風の目であった、非公認の「教員組合(niqāba al-muʻalimīn)」の認可に向けた話し合いが始まった。

2011年の2月から3月にかけて、同胞団とIAFは「怒りの金曜日行進」の場を最大限に活用し、改革に向けた国民的な連帯と、バヒート政権打倒を訴えてきた。当初は、バヒート政権側から改革参加への打診もあったが、同胞団・IAF側は拒否した(注40)。この時期は民主化運動のピークであり、同胞団とすれば新政権に協力して改革の主導権を握るか、改革の失敗と政権の早期退陣を見越して倒閣運動を主導するかの選択肢があった。もっとも、過去のバヒートとの因縁もあり、同胞団としては後者以外の選択肢はなかったと考えられる。

こうして、同胞団と IAF はバヒート政権の あらゆる改革案に反対する戦術を取った。かつ て同胞団も強く要求していた集会法・選挙法改 正が公約されると、同胞団は「新たな立憲君主 制」という要求を掲げるようになった。 2 月半 ばに突如現れたこの要求は、複数の同胞団・ IAF 幹部の話をまとめると,「議会の最大会派の政府結成 (tashkīl al-ḥukūma min akbar al-kutla al-niyābīya fī al-barlamān)」, いわば議院内閣制を指すものとみられる [*Al-Sabīl* March 9, 2011]。

とはいえ, 君主制権威主義体制から議院内閣 制への移行は容易ではない。1952年憲法第35条 (国王による首相指名)をはじめ、憲法の大幅な 修正が必要であり、それは国王がもつ重要な権 力の剥奪をも意味する。また仮に下院の大多数 が憲法第35条の改正を支持したとしても、議院 内閣制の導入は容易ではない。憲法第126条に よれば、憲法改正は上下院の3分の2以上の賛 成 (第126条第1項), さらに国王の承認が必要 とされる(同第2項)からである。現行の上院 議員がすべて国王任命であることから、同胞団 の主張する改革を実施する場合は, 上院の規定 を含めた憲法の修正も必要となる。しかし、当 時の民主化運動の潮流は、国王が議院内閣制を 容認し自発的に「象徴国王」となるほどの高ま りをみせていなかったのである(注41)。

では、同胞団以外の勢力はデモを通じて何を目指していたのか。1月以降の街頭行動の方向性は、おおむね以下のとおりに分類できよう。(1)政治改革:野党や職能組合のすべてが要求として掲げていた(ここには同胞団とIAFも含まれる)。ただし、「改革」の程度には温度差があり、後に政府側の改革(国民対話委員会)に賛同した勢力も多い。(2)生活への不満:地方都市で頻発したデモの大半は、日用品や燃料の値上げ反対を訴えたものである。(3)混乱に便乗した地位改善要求:一部部族による土地所有権の主張や境界線争い、サラフィー主義者によるデモ(収監中のメンバー釈放要求)は、この流れである。

体制支持派の街頭行動も、遅ればせながら本

格化した。3月4日にはマーダバー、マフラク、 ジャラーシュといった地方都市で大規模な「国 王を支持する行進 | が実行された [Al-Ghad March 5, 2011]。体制支持派のデモ隊が改革派の それに匹敵する動員を行うようになるにしたが い、両勢力の対立が目立ち始めた。3月24日、 両派は首都で大規模な動員を行い、一部のデモ 隊が正面衝突した結果、初の死者(1人)が発 生した(注42)。以降、「3.24」は民主化運動の記念 日となった。これまでヨルダンの治安当局はデ モ不介入の立場を墨守してきたが (交通整理の 警官を派遣する程度),ここに至って「デモ隊の 安全を保護する」という名目で機動隊を投入し た [Al-Ghad March 26, 2011]。 政府は衝突再発防 止という大義名分をもって街頭を把握し、以降、 死者は発生していない(注43)。

2. 法改正

政府にとっての難題は、選挙法改正であった。 すでに述べたように「アラブの春」以前から IAFを含めた政党の多くは1989年総選挙の投票 制度への回帰ないしは比例代表制の導入、そし て一票の格差是正(地方優遇の見直し)を訴え ており、2011年当時は、かつてない規模の圧力 となっていた。他方、現行投票制度の最大の受 益者である部族・地方名望家層にとって、都市 部の議席数増加や政党との競争は好ましくな かったのも事実である(注44)。

「3.24」を頂点とする民主化運動の第一波を 乗り切ると、政府はターヘル・アル=マスリー (Ṭāhir al-Maṣrī) 元首相を長に52人の識者から成る「国民対話委員会(lajna al-ḥiwār al-waṭanīya)」を設立、選挙法改正を含む包括的な政治改革に向けた作業を本格化させた。かつて湾岸戦争後 の政治混乱収拾に尽力し、その後の改革・民主 化路線を率いたマスリーの委員長就任を、同胞 団・IAFを除く大半の政党や組合は歓迎した [Al-Ghad March 8, 2011]。

6月5日,改正選挙法の草案が公表された。 58条から成る「2011年下院選挙法 (al-qānūn al-intikhāb li-majlis al-nuwwāb li-sana 2011)」の草案を整理すると、改正選挙法の骨子は以下のとおりである [Al-Sabīl June 5, 2011, Jordan Times June 12, 2011]。なお議席数・選挙区数は複数回変更されており、ここでは改正後最初の選挙である2013年総選挙直前の数字を記している。

- ・議席数の大幅増(30議席増加の150議席)
- ・全国的な選挙区の再編:個人候補の行政区 リストで、123議席
- ・比例代表制の導入:政党および団体で争う 全国リストで,27議席
- ・大行政区 (アンマーン, ザルカー, イルビド) の区割り見直し
- ・独立した選挙管理委員会の設立
- ・政党結成要件の変更(必要な発起人の数を 500から250に変更。発起人の10パーセント以 上は女性)
- ・独立した政党監督組織の設立

最大の変化は、初の比例代表制導入であり、これによって政党の不利がある程度改善された。また、これまで政府の介入が疑われてきた選挙管理委員会の独立(従来は内務省管轄)や政党結成要件の緩和も、画期的な出来事であった。ただし、選挙区での投票方式は従来通りの単票制であったため、同胞団や一部の野党は改革が不十分と反発している。

また、やはり同胞団等が強く求めていた憲法 見直しの議論が開始された。4月に政府は「憲 法改正の王立委員会」を設立、同委員会から41 項目の憲法改正案が国王と首相へ提出され、それから下院の法律委員会へ送られた。ただし王立委員会の憲法改正案は1952年憲法条文の微修正が大半であり、国家体制の抜本的変革を促すものではない。そのため、同胞団をはじめ政府主導の改革に乗らなかった勢力は、憲法改正で必要なのは下院の多数派が首相を選出する制度(議院内閣制)導入であり、現行案は不十分と批判している。同胞団は、憲法改正論をさらに一歩進め、上院の廃止による一院制導入ないしは上院の民選議会への移行を主張したが、同調する勢力は現れなかった。

3. 多様化する社会勢力と街頭運動縮小

1月に始まった一連の民主化運動は、「3.24」 を境目に、徐々に収束ないしは小規模化して いった。その背景としては、以下の点が挙げら れる。まず、政府が民主化勢力との対話を重視 し、踏み込んだ改革案に着手したことである。 この結果, 複数の主要な民主化勢力は国民対話 委員会への参加を決め、金曜デモへの参加を控 えるようになった(注45)。職能組合の多くも「政 府の改革案は不十分である」と前置きしつつも, 対話の継続を歓迎した。また,大小のデモが一 本化される動機がなかったことも大きい。既述 のとおり街頭で叫ばれる「民主化」「改革」の 内容には温度差があり、現体制の屋台骨といえ る地方部族の主流は、これらに与していない (一部の若者はデモに参加したとみられる)。この 点で、同胞団は各勢力の不満や怒りを吸収する ことに成功しておらず,「怒りの金曜行進」も, 動員人数は目に見えて減少していった(注46)。

ここで、2011年の民主化運動で注目された

(同胞団・IAFを除く) 2つの勢力, 職能組合と インターネット社会運動の動向を例に, 収束の 過程を描写してみたい。

(1) 職能組合

ヨルダンの政治運動,特に都市部のそれを語る上で外せないのは,「職能組合」である。職能組合はただの労働組合ではなく,多くは準政党ともいうべき機能を有している。その背景には,1950年代のアラブ主義台頭,第3次中東戦争,「黒い9月」事件(1970年)に代表される王国混乱の時代があった。政府は戒厳令の布告,政党活動の禁止,そして議会機能の停止に踏み切ったため,一連の政党不在の時代に多くの運動家が職能組合に活動の場を移した[Ḥurānī 2000]。

大半の政党が公認されて以降も,職能組合は 民主化を含め政治改革のメッセージを発信し続けており,2011年民主化運動においても,大都 市圏のデモの一角を成してきた。こうした状況 を踏まえ,民主化運動の分散化を狙う政府は, 主要な職能組合に対し改革への参加を促してきた。効果は確実に表れ,9月には国王とバヒー ト首相が相次いで職能組合幹部と会談,新選挙 法の導入を讃え合うまでに関係は改善された。

なかでも特筆に値するのが、長年の懸案事項であった教員組合の認可である。これまで、なぜ教員組合が公認されなかったのか。主な理由は、規模の大きさである。ヨルダンの教員数は教育省傘下だけでも10万人以上と他に比べ突出しており(注47)、その影響力を警戒した政府は、教員の団結権を認めなかった。

2011年の民主化運動は、改革の勢いに乗って 公認を勝ち取りたい教員組合、そして組合の反 体制化を抑制したい政府の利害を一致させた。 民主化運動が本格化した当初は, 教員組合も全 国規模の抗議運動を展開した [Al-Ghad March 23.2011]。しかし、政府が教員組合との対話お よび公認に向けた作業を本格化させると, 抗議 は収まった。2011年7月、上下院における「教 員組合法 が承認され、9月にこれを支持する 国王勅令が出されたことで、教員組合は公認さ れた。同組合をめぐる過去の歴史を振り返れば, 異例の速さであった。同法によれば、教員組合 は、教員の地位や教員の養成・訓練について教 育省に一定の影響力を行使するほか, 同省の教 育カリキュラム作成にも部分的に携わることに なった。また新しい教員組合(役員は半年ごと に改選)は、教育省傘下の教員は強制加入、そ の他の学校職員も他組合と重複しない限り加入 可能となったため、名実ともに国内最大級の職 能組合となった [吉川 2011b]。

教員組合公認で興味深い点は、もうひとつある。同胞団への影響である。同胞団はもともと教育政策を重視しており、過去にも教員の主張をたびたび擁護してきた(注48)。こうした背景から、組合非公認時代のヨルダンの教員の相当数が、政治活動の場を同胞団、とりわけ同胞団傘下のIAFに求めてきたのは、自然な流れであった[吉川2009](注49)。その意味でも、2012年3月末に行われた公認後初の組合役員選挙における「イスラーム系」候補(同組合選挙では、外部団体の利益を代表して立候補できない)の躍進は、組織にとっては面目躍如であった[Jordan Times April 1, 2012]。

(2) インターネットを通じた社会運動

エジプトではフェイスブックなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) を駆使した民主化勢力 (ここでは「SNS 団体」と仮

称)が注目されたが、少なくともヨルダンにおける類似の運動は目立った成果を上げていない。2011年1月以降、ヨルダンでは「来る:変化のためのヨルダン人のキャンペーン(Jāyīn: al-Ḥamla al-Urdunīya lil-Tagyīra)」「青年3月24日(Shabāb 24 Ādhār)」運動等が改革の狼煙を上げ、国内外のメディアでもたびたび報道された。しかし、注目度が高い割に、実際の動員は芳しくない。たとえば「青年3月24日」の場合、フェイスブック公式ページへのアクセス数は半年で100万を超えているにもかかわらず、同団体の呼びかけるデモへの参加者は、多くて数百人程度であった[吉川 2011b] (注50)。

この落差については、少なくとも次の背景が 考えられる。(1) SNS 団体の多くが主張する 「改 革と民主化」「腐敗撲滅」は1990年代から多く の民主化運動が掲げてきたスローガンで、新味 がない。同様に、IT振興を国家が牽引してき たヨルダンではインターネット環境が自由で, 政治的な議論も以前から行われており、SNS 団体はその一部にすぎない、(2)ヨルダン川東岸 系市民と西岸系市民の温度差,都市-地方の経 済格差への不満,強力な部族社会の存在等,社 会的亀裂が複雑に折り重なるヨルダンでは、実 態のわからない SNS 団体の呼び掛けに安易に 乗る人間は多くない。たとえ学生でも部族など 下位集団を意識することが多く(注51), SNS 団体 の主張は、こうした層をとらえられていない [吉川 2011b]。ヨルダンにおける SNS の動員効 果については、実証的な研究成果を待つことに なろう。

議論と考察

2011年10月17日,「アラブの春」以降の国内 改革を担ってきたバヒート内閣が総辞職した。 国王が新首相として指名したのは、国際司法裁 判所の副所長、アウン・アル=ハサーウィナ ('Awn al-Khaṣāwneh) であった。バヒート退陣の 発端は、下院議員70人が国王に提出した嘆願書 (詳細は明らかにされていない)で、複数の国内 紙はバヒート改革への不満が主な内容であった と報じている。しかし第 I 節で触れたように、 ヨルダンの「生存の政治」のパターンに鑑みれ ば、バヒート退陣は既定路線であった。そもそ も民主化運動が高揚した時期にあえて不人気な バヒートを起用したのは、国内の治安維持や諸 勢力との調整といった危機管理手腕に期待した からであり, 民主化勢力の結集と反体制運動化 阻止、同胞団・IAFの影響力排除、そして法改 正の準備という「地ならし」が済んだ時点で, バヒートの役目は終わった。

ところが、発足したばかりのハサーウィナ体制は、政府要人の汚職スキャンダルに直面した。2005年から08年にかけて統合情報庁長官を務めたムハンマド・アッ=ザハビー(Muḥammad al-Dhahabī)が在任中の収賄容疑で逮捕・収監され、また退任後のバヒートも、第1次政権時代の死海地域開発に絡む汚職疑惑を追及されるに至った[Jordan Times February 23, 2012]。両者の容疑に接点はないが、共に2005年以降のヨルダンにおける「テロとの戦い」(同時に民主化引き締め)の中心であった点は興味深い。また12月に発生した、北部の都市マフラクにおける同胞団系の改革要求デモへの襲撃事件は、新政権の統治能

力に疑いをもたせるものであった [Al-Sabīl December 26, 2012]。さらに, 2011年以降の改革でエンパワーメントを受けた勢力が, 力を誇示するようになった。2012年2月6日, 教員組合は公認後初の賃上げ要求ストライキを実行した。汚職問題に振り回されていた政府は早々と融和に動き, 結局, 2週間にわたり全国の公立学校が閉鎖された上に, 組合の要求はほぼ認められた。教員組合の「勝利」が国内の労働運動に与えた影響は大きく, この直後に電力公社の従業員がストライキを開始した。

「生存の政治」において、混乱を収拾できな い内閣の末路はひとつしかない。ハサーウィナ 首相は、就任からわずか6カ月で辞表を提出し た(注52)。2012年4月26日、アブドゥッラー国王 が新首相に指名したのは、ファーイズ・アッ= タラーウィナ (Fā'iz Aḥmad Maḥmūd al-Ṭarāwnā) 元首相である。ヨルダン首相人事では「学識 者・経済エリートとベテラン政治家の往復 と いう流れは珍しくないが、新たに、以下の点を 指摘しておきたい。第1に、2011年春以降、行 政への目がかつてないほど厳しくなった現実で ある。本稿で概観したように,「アラブの春」 以降は、民主化運動やメディア、SNS 団体に よる政府批判はもとより、 親体制派が主流の下 院でさえも内閣に抵抗する状況が生まれている。 第2に、これまで何度も政府を救ってきた、暫 定法による規制強化というカードが切れない可 能性である。かつて恒例であった総選挙前の暫 定法濫発は, 今となっては民主化勢力を勢いづ かせる材料にしかならない。何もできないまま 退場する羽目になったハサーウィナ内閣の不幸 は、この新たなゲームのルールに適応しきれな いまま、袋小路に入ってしまったことであろう。 一方,同胞団も2012年5月に執行部選挙を実施し,サイード最高監督者が再選された。またIAFで政府批判路線を推進したバニールシェイドも同胞団副最高監督者に選ばれるなど,よりタカ派色の強い体制が誕生した。

こうした状況の下、2013年1月23日、ヨルダ ン民主化運動後では初の下院総選挙が、1年前 倒しで実施された。同胞団と IAF は、民主化 をはじめ改革の不徹底を理由に参加をボイコッ トした。選挙区の再編および比例代表制導入 (全国区の27議席) に伴う混乱はみられなかった (投票率56.7パーセント)。新たに設置された独立 選挙委員会については、選挙違反行為への処置 や国内外オブザーバーを通じた情報公開、候補 者間の紛争処理など、有効に機能したと評価で きよう。選挙結果については、選挙区で部族・ 名望家層が従来通りの強みを発揮する一方,9 の政党と52の団体が参入した比例区では、これ まで当選実績のない非同胞団系イスラーム政党 「イスラーム・ワサト党 (Hizb al-Wasat al-Islāmī)」が躍進するという番狂わせがあっ た(注53)。

第17次下院が発足すると、アブドゥッラー国 王は突如「下院の多数派から選ばれた首相」を 実現するよう勅令を発した。これを受けて、王 宮府長官(タラーウィナ元首相)と下院主要ブロック間の調整が始まり、2013年総選挙直前の 改革を担ったアブドゥッラー・アンナスール ('Abd Allāh al-Nasūr) 首相が多数の支持を受けて 再選された。この流れは画期的であるが、国王 による首相指名を明記した憲法第35条を改正す る動きは発生していない。

本稿の議論を整理すると,元々基盤の弱いヨ ルダン政府は,地方部族や少数派,同胞団など

との協力と「内包化」で体制の生存を図ってき た。一方で、単独勢力の台頭を抑止するため、 王室 - 政府は社会との穏健な対話を前提としな がらも, 巧妙に政府機関・政党・メディアへの 操作・分断工作を繰り返してきた。そして、建 国以来ずっと外部の紛争の影響を受けてきた緩 衝国家という事情が、その基盤を提供してきた のである。危機の継続は、国内外の微妙なバラ ンスを均衡させる調停者としての王室の立場を 保証し、少なくともこれまでは国家体制の正統 性への (積極的あるいは消極的な) 支持につな がったといえる。すでにシリア内戦の悪化に よって、ヨルダンでは国境の不安定化、ヨルダ ン北部へのアメリカ軍展開という安全保障上の リスク発生に加え、国内に殺到する避難民はヨ ルダン経済・労働力市場への圧力となりつつあ る(注54)。こうした地域システム変動の渦中にあ りながら、ヨルダン政府と国内社会勢力の対話 は継続しており、王制打倒を口にする勢力も現 れていない(注55)。しかし、すでに国民対話委員 会の一部では踏み込んだ憲法改正の議論が始ま り(注56)、また選挙法改正への国民の期待も高 まってきた(注57)。

ヨルダンの同胞団は同国の歴史を王室とともに担った「特別な存在」であったが、数々の対立を経て両者の信頼関係は大きく損なわれた。2011年民主化運動を辛くも乗り切った政府は同胞団抜きの改革を進め、イスラーム協会も引き続き管理下に置いている(注58)。2013年エジプトのクーデターでは、ヨルダン政府が軍政を即時承認する一方、同胞団はこれを強い口調で非難しており、関係冷却化に歯止めがかかっていない(注59)。現状で同胞団が政府と妥協する材料はなく、当面は政府批判を続け、早期実現が難しなく、当面は政府批判を続け、早期実現が難し

い改革を要求することで組織の結束を守りつつ、次の転機を待つという消極策を取ることになろう。要するに、同胞団最大のジレンマは、ハーシム王国を安定基盤とした自己の存在基盤を変えられないことにある。言い換えれば、同胞団は今もなお体制内野党であり、対抗勢力としての実力はいまだ十分ではないというのが現時点での筆者の見解である。同胞団・IAFは、体制内野党といういつもの妥協点に落ち着くのか、より独立性の高い路線に転換するのか、どちらを選んでも道のりは平坦ではない。

(注1) たとえば、「アラブの春」の他に「アラブ革命」「アラブ覚醒」などさまざまな名称があるが、現地ではそれぞれ別の呼び方がある(たとえばエジプトでは「1月25日革命」など)。また酒井[2012,15-16]は、仮の呼称として「アラブ動乱」を提唱している。本稿では、日本でよく使われる「アラブの春」で統一した。

(注 2) エジプトの運動の概要については、横田 [2006; 2009] を参照。

(注3) 誤認を避けるため、本稿ではヨルダンの同胞団を「同胞団」とし、他国の運動については「エジプト同胞団」「シリア同胞団」と表記する。

(注4) 同胞団は、現在に至るまで一貫してイスラエルの主権を認めていない。

(注5) 参加者数は、2011年1月から3月にかけての現地報道を筆者がとりまとめたもの。

(注6) 髙岡 [2011] は、シリア・バアス党体制の複雑な中央-地方関係の構造を詳細に分析している。

(注7) たとえば1990年代以降,アメリカによる対ヨルダン援助は金額・分野ともに飛躍的に増大している。援助額でいえば,近年のヨルダンはアメリカ国際開発庁(USAID)による被援助国トップ10の常連であり(http://www.usaid.gov),分野も食糧,保健,水資源,農業,軍事,民主化支援等,多岐にわたる。Scott and Steele

[2011] は、20世紀末の開発援助庁による途上国 民主化支援がもたらしたポジティブな効果を論 じているが、ヨルダンについてもこうした検証 は行われるべきであろう。

(注8) 代表例は、「ヨルダン第一」や「我ら皆ヨルダン」キャンペーンに代表される一連のナショナリズム高揚政策である。

(注9) ヨルダンには、建国以前からチェルケス系のディアスポラ・コミュニティが存在する。なお、アリー王子は、王室関係者のなかでも、軍から王宮警護隊というキャリアを歩んでいる点で注目に値する。また同王子は、2011年に国際サッカー連盟(FIFA)の副会長に就任するなど、国際スポーツ行政の世界で存在感を高めつつある(http://www.straitstimes.com/BreakingNews/Sport/Story/STIStory 677124.html)。

(注10) 同妃は、クウェートのパレスチナ系医師の家庭に生まれた。2011年2月に、特に海外で大きく報道された「族長の書簡」騒動では、自称「南部の36部族長ら」がラーニア妃のパレスチナ贔屓を攻撃しており(政府は、これらの部族長は存在しないと発表し、実際、この問題は広がりをみせていない)、国内パレスチナ問題の微妙なバランスをうかがわせた「吉川 2011a」。

(注11) ヨルダン王室の家系図は,アブドゥッラー国王のウェブサイト(http://www.kingab dullah.jo/index.php/ar_JO/pages/view/id/189.html)で閲覧可能。なお,アブドゥッラー国王の実母はイギリス出身である。

(注12) Alon [2007] は,建国初期の王室 - 部 族連合の成功が,現在のハーシム家体制安定の 大きな基盤になったと論じている。

(注13) 近年の委任状のコピーは、ヨルダン政府のウェブサイト(http://www.pm.gov.jo/arabic/)で閲覧できる。

(注14) アブドゥッラー国王自身,自伝の中で「国王に指名されなければ、軍人としてのキャリアを全うしていたはずであった」と述べている [King Abdullah 2011]。

(注15) 軍エリートの政治キャリア形成につい ては、ウルドゥン・ジャディード研究所発行の 国民議会議員名鑑が参考になる。詳細は, Hourani and al-Taher [2009] を参照。

(注16) たとえば、2008年に元同胞団最高監督者アブドゥルマジード・アッ=ズナイバート ('Abd al-Majīd al-Dhunaybāt) が上院議員に指名された背景には、政府と同胞団(IAF)対立の緩和という狙いがあったとみられる。詳細は吉川 [2009] 参照。

(注17) 当時の国内メディアは、現在よりもはるかに自由な報道を許されていた。ハバーマスの公共圏概念を用いてヨルダンの世論形成を分析した Lynch によれば、1990年代前半のヨルダン国内メディアは、辛辣な報道スタンスという点で、今のアルジャズィーラにも劣らなかったという [Lynch 1999; 2006]。

(注18) 実際,複数投票制で実施された1989年 総選挙では、2番手以下で当選した政党系候補 者も少なくなかった。

(注19) とはいえ、深刻な対立がなかったわけではない。古い例では、1958年のバグダード条約を批判した同胞団最高監督者が一時身柄を拘束されている「Gharāiba 1997, 67」。

(注20) 詳細は、同胞団公式ウェブサイト (http://ikhwanjo.com) で閲覧可能。

(注21) こうした手法は、エジプト同胞団の創始者であるハサン・バンナーらが考案したものであった。福祉や教育を通じた個人レベルの覚醒に始まる、段階的な社会のイスラーム化は、同胞団運動の基本的戦略である [横田 2009]。

(注22) ヨルダンの中間層全般について古い資料は入手できていないが、最近の情報については、Saif and Tabbaa [2008] が参考になる。

(注23) なかでも、1997年5月の報道・出版法 改正は、国内メディアにとって大打撃であった。 この暫定法によって、13の週刊紙誌が廃刊に追 い込まれている [Ashton 2008, 334]

(注24) ただし,ボイコットの是非については,同胞団と IAF に温度差があったことも確かである。詳細は吉川 [2009] を参照。

(注25) 2011年以降の地域情勢変化にともない, ヨルダンとハマースの関係にも変化がみられる。 2012年1月30日には、アブドゥッラー国王がかつ て追放したハマース幹部ハーリド・マシュアル と会談した [Washington Post January 30, 2012]。

(注26) 当時の景況感は相当悪化しており、ヨルダン大学戦略研究所(Center for Strategic Studies at University of Jordan: CSS)の調査では、回答者の58パーセントが「解決すべき優先課題」として貧困と失業を挙げた「CSS 2003」。

(注27) この点では同胞団も同じで、最近では、公共セクターのリストラを進める政府を「グローバル金融危機を新自由主義的政策で乗り切ろうとする政府は、民営化推進で経済危機を拡大させている」と批判している [Al-Sabīl August 26, 2010]。

(注28) 本名は Aḥmad Fāḍil al-Nazāl al-Khalāyleh で、ザルカー生まれのヨルダン人である。

(注29) もともとバドラーンは、ヨルダンの中 長期国家戦略「国家アジェンダ」の推進役を期 待されていたとみられる。

(注30) アンマーンに隣接するザルカー市は西岸系市民が多く、IAF にとっても最重要拠点のひとつである。ザルカーウィーは同市出身者で、また当時はヨルダン国内でイラク戦争への批判が高まっていた時期でもあり、IAF 議員らの行動は、特に不自然な動きではなかったといえる。

(注31) この頃、ロシア最高裁判所が17の団体をテロ組織に指定し、同胞団もリストに入っていた。これに対し、ヨルダン政府は公式に抗議、政府報道官は「同胞団は国家の一部分であり、また野党として下院で責任を果たしている」と述べている [Jordan Times August 25, 2006]。

(注32) 2007年地方選挙では、初めて(1)地方都市市長の、住民による選出(首都、国王による直接任命を除く)、(2)地方議会議員すべての、住民による選出(これまでは、半分が国王任命)が認められた。

(注33) たとえば、イルビド市の同胞団員アリー・アル=ウトゥーム('Alī al-'Utūm)は、市民の間で人気が高かったにもかかわらず IAF 候補として公認されなかったが、これはタカ派であるウトゥームを嫌う他の派閥が反対したため

であったと説明する [Abu Rumman 2007, 57-68]。

(注34) 同国ワクフ省のムフティーを務めたハムディー・ムラード (Hamdī Murād) 師は、科学技術分野を含め社会生活のあらゆる領域にイスラーム運動が介入することに対し懐疑的な見解を示している (2011年1月7日, 筆者によるインタビューより)。

(注35) リファーイー一族は、親王室派の最古 参のひとつで、サミールを入れて3人の首相を 輩出している。

(注36) 当時の政府には 2 党に対しボイコット 撤回を呼び掛けるだけの余裕があり、リファー イー首相も、直前まで翻意を促している [Al-Sabīl September 17, 2010]。しかし、それから間 もなく、同胞団シューラー議会は、ボイコット 路線を再確認した [Al-Sabīl September 23, 2010]。

(注37) こうした翼賛的傾向は、2011年1月、リファーイー内閣改造に伴う下院承認決議で、 圧倒的多数(120人中、112人)が内閣を承認したことからも明らかである。他方、公共料金値上げに対する反発がさまざまな抗議行動に結びつくようになると、下院は一転して慎重な議論を進めるようになった。

(注38) 選挙運動期間中,同胞団系紙『アッ=サビール』は不正監視特集を組んだものの,都市部の候補者による小規模な違反以外は,大した問題は起きていない。ゆえに,同胞団幹部による(2007年のような)政府の不当介入を批判する声も少なかった。詳細は,選挙期間中の Al-Sabīl 紙を参照。

(注39) 2011年の春は、農家、学生、少数派から組合に至るさまざまなグループが、数十人から数千人単位で抗議・請願を行っており、ヨルダン社会のさまざまなレベルでの「不満」を考察する上で貴重な機会となった「吉川 2011a」。

(注40) IAF は、バヒート内閣組閣の際に同胞団・IAFへの入閣打診があり、これを拒否したと発表している [Al-Sabīl March 29, 2011]。またアブーバクル(Jamīr Abū Bakr)同胞団スポークスマンは、国民対話委員会についても、改革志向ではないとして参加を否定している [Al-Ghad

March 19, 2011].

(注41) この「新たな立憲君主制」を支持した グループは、大衆行動党、そしていくつかの SNS 団体のみであった。

(注42) この事件を受けて、衝突の深刻化を懸念した国民対話委員会の2割程度の委員が辞任を申し出ており、当時は多くの有識者が改革の行方を不安視していたことがうかがえる(この後、国王が改革の継続を改めて表明したことで、多くの委員は復帰した)[Al-Ghad March 30, 2011]。

(注43) 同胞団は、政府支持派による暴力を強く非難してきた。アラブ諸国全体の騒動のなかであまり目立っていないが、ヨルダンでも改革派運動やメディアへの脅迫事件が相次いでいる。たとえば同胞団関係では、マンスール IAF 書記長への脅迫事件、同胞団本部への不審者侵入事件 (http://www.alarabiya.net/articles/2011/04/04/144165.html) などがあった。また、地方訪問中のアブドゥッラー国王の車列に投石があったと報じた AFP アンマーン支局を、不審者が襲撃する事件もあった [Al-Sabīl June 16, 2011]。なお同支局は、2011年2月にも「ヨルダンの有力部族長らが、改革の遅れを強く非難する書簡を国王に提出」という記事を配信しており、政府が正式に抗議した経緯がある。

(注44) とはいえ、同質的な社会を構成する地方で地縁の薄い候補が勝利するのは至難の業であり、また、高齢者の間では、かつてアラブ主義を振りかざした政党に対する不信感も根強いと考えられる。今後明らかにされるべき問題であるが、都市部とは異なった政治力学が存在すると考えるのが妥当であろう。

(注45) たとえば、「ワサト党(Ḥizb al-Wasaṭ)」は、国民対話委員会に積極的に参加している。

(注46) 同胞団の動員力を見極めた上で、政府側も反転攻勢に出た。バヒートは、改革参加への呼び掛けに応じず、デモを繰り返す同胞団を名指しで批判した。いわば「行き過ぎた改革を振りかざす同胞団=反改革勢力」というイメージを構築することで改革派勢力の切り崩しを

図った格好である。2011年2月から3月にかけてのヨルダン各紙を参照。

(注47) たとえば、2012年 3 月末に実施された 教員組合役員選挙の有権者数は、約10万5000人 である [Jordan Times March 31, 2012]。

(注48) 最近では、サイード最高監督者自らが 政府の教員冷遇を批判していた [*Al-Sabīl* August 26, 2010]。

(注49) 現 IAF 党首のハムザ・マンスールも, 教師出身である [Hourani and al-Taher 2009]。

(注50) 他方, SNS 団体は2011年夏のパレスチナ支援行進の呼びかけにおいて500人程度の動員に成功している。

(注51) Mohan [2010] を参照。

(注52) 2012年4月26日付のアルジャズィーラ・ネットは、この政権交代がこれまでの慣例と異なる旨指摘している。http://www.aljazeera.net/news/pages/ddc274d3-634d-492e-b6b2-02a58afcd12a?GoogleStatID=9を参照。

(注53) この選挙でワサト党は16議席(比例区で3,選挙区で13)を獲得し、一躍第一党に躍り出た。なかでも、激戦区であるアンマーン市や、これまで同胞団系が勝てなかった南部で勝利した点は注目に値する。ワサト党の公約や組織構造については、同党のウェブサイト(http://www.wasatparty.org/)が詳しい。

(注54) 2013年1月時点でUNRWAはヨルダン国内のシリア難民を30万人以上と公表したが、公的な難民認定を受けずにヨルダンに避難するシリア人の数は、100万人に達するとみられる(2013年2月、筆者によるヨルダン・パレスチナ開発庁への聞き取り調査より)。また、すでにアメリカの2014年度対ヨルダン援助予定額(軍事含む)は例年を大幅に上回る10億ドルに達しようとしている「Jordan Times July 20, 2013」。

(注55) 2012年に入り、元首相のアフマド・ウバイダート (Aḥmad 'Ubaidāt) が率いる「国民改革戦線」が民主化運動の再編に着手しており [Jordan Times February 25, 2012]、今後の動向に注目が集まっている。

(注56) 2011年3月19日に実施された国民対話

会議第1回会議で、委員のひとり(弁護士の 'Amr Mashhūr)は、新選挙方式による総選挙を実施し、その経過と結果を検証した上で憲法改正の可能性を論じるべきだとの認識を示している [Al-Ghad March 19, 2011]。

(注57) 直近の CSS の調査では、回答者の72 パーセントが改正選挙法成立後の下院解散と、 年内の総選挙を支持している。CSS [2012] を 参照。

(注58) イスラーム協会の扱いをめぐっては、本稿執筆時点でも司法当局による審査が続いている。150を超えるイスラーム協会の傘下団体は従来の活動を再開しており、また2012年には、会長職に同胞団系が復帰したが、協会運営への政府介入は日常化している[Al-Rāy July 24, 2013]。

(注59) 同胞団公式ウェブサイト (http://www.ikhwan-jor.com/Portals/Content/?info=YVdROU16RXIPU1p6 YjNWeVkyVTIVM1ZpVUdGblpTWjBIWEJsUFRFbSt1.ikhwan, 2013年7月7日閲覧)より。

文献リスト

〈日本語文献〉

青山弘之 2011a.「シリアへの政変波及がこれほどまでに遅れたのはなぜか」酒井啓子編『〈アラブ大変動〉を読む――民衆革命のゆくえ――』 東京外国語大学出版会.

北澤義之 2000.「構造調整とヨルダンの『民主化』」 『国際政治』125 45-60.

----- 2011. 「ヨルダン・ハーシム王国」松本弘編 『中東・イスラーム諸国民主化ガイドブック』 明石書店.

吉川卓郎 2007. 『イスラーム政治と国民国家――エ

- ジプト・ヨルダンのムスリム同胞団の戦略 ——」ナカニシヤ出版。

- -----2011b. 「ヨルダンのバヒート内閣の総辞職」 ASAHI 中東マガジン (http://astand.asahi.com/magazine/middleeast/report/2011101800013.html).
- 酒井啓子 2012.「中東政治学――地域研究と比較政治の架橋――」酒井啓子編『中東政治学』有 悲閣。
- 高岡豊 2011.『現代シリアの部族と政治・社会――ユーフラテス河沿岸地域・ジャジーラ地域の部族の政治・社会的役割分析――』三元社.
- 中川恵 2011.「革命事始め――チュニジアとマグレブの動向――」水谷周編『アラブ民衆革命を考える』国書刊行会。
- 長沢栄治 2012.『エジプト革命――アラブ世界変動 の行方――』平凡社.
- 浜中新吾 2011.「ハイブリッド型権威主義体制の与党支持構造――エジプト・シリアの比較分析 ――」『アジア経済』52 (12)2-30.
- 横田貴之 2006. 『現代エジプトにおけるイスラームと大衆運動』ナカニシヤ出版.
- 2009. 『原理主義の潮流――ムスリム同胞団――』山川出版社.

〈外国語文献〉

- Abu Rumman, Muhammad 2007. The Muslim Brotherhood in the 2007 Parliamentary Elections:

 A Passing 'Political Setback' or Diminished Popularity? Amman: Friedrich-Ebert-Stiftung Amman Office.
- 2011. Al-Ikhwān al-Muslimūn mā b'ad muqāṭ'a Intikhābāt 2010 [The Muslim Brotherhood after the National Elections 2010]. Amman: Markaz al-Dirāsāt al-Istrātijīya al-Jām'īya al-Urdunīya.

- Alon, Yoav 2007. The Making of Jordan: Tribes, Colonialism and the Modern State. London: I.B.Tauris.
- Ashton, Nigel 2008. *King Hussein of Jordan: A Political Life.* New Haven and London: Yale University Press.
- Baaklini, Abdo, Guilain Denoeux, and Robert Springborg eds. 1999. Legislative Politics in the Arab World: The Resurgence of Democratic Institutions. Boulder: Lynne Rienner.
- Bank, André, and Olivier Schlumberger 2004. "Jordan: Between Regime Survival and Economic Reform." in *Arab Elites: Negotiating the Politics of Change*. ed. Volker Perthes. Boulder and London: Lynne Rienner Publishers.
- Beck, Martin and Lea Collet 2010. "Domino Jordan?" *LÄNDERPROGRAMM JORDANIEN*. (February) Amman: Konrad Adenauer Sriftung.
- Boulby, Marion 1998. The Muslim Brotherhood and the Kings of Jordan 1945-1993. Atlanta: Scholars Press.
- Clark, Janine A. 2004. Islam, Charity, and Activism:

 Middle-Class Networks and Social Welfare in

 Egypt, Jordan, and Yemen. Bloomington: Indiana
 University Press.
- CSS (Center for Strategic Studies at University of Jordan) 2003. *Istiţlāʿ al-Raʾy hawla al-Dimuqraţīya fī al-Urdunn 2003 "al-Natāʾ ij al-Awwalīya" Tammuz 2003* [Opinion Poll about Democracy in Jordan 2003: the First Result, July 2003]. Amman: al-Jāmʿīya al-Urdunīya.
- 2010. Istiţlā 'a al-Ra 'y al- 'Āmm ḥawla al- 'Amalīya al-Intikhābīya wa al-Mushāraka fī al-Intikhābāt Waḥida Istiţlā 'a al-Ra 'y [Public Opinion Poll about Electoral Process and Partnership in Elections: the First Opinion Poll]. Amman: Markaz al-Dirāsāt al-Istrātijīya al-Jām 'īya al-Urdunīya.
- —— 2012. Istiţlā 'a al-Ra'y al-'Āmm Ḥaula Tashkīl Ḥukuma Duktūr Fayz Ṭarawnā (May 2012) [Public Opinion Poll about Dr. Fayz Ṭarawnā's Government]. Amman: Markaz al-Dirāsāt al-

- Istrātijīya al-Jām'īya al-Urdunīya.
- Dessouki, Ali E. Hillal, and Karen Abul Kheir 2008. "Foreign Policy as a Strategic National Asset: the Case of Jordan." in *The Foreign Politics of Arab States: the Challenge of Globalization*. eds. Bahgat Korany and Ali E. Hillal Dessouki. Cairo: the American University of Cairo Press.
- El-Said, Sabah 1995. Between Pragmatism and Ideology: The Muslim Brotherhood in Jordan, 1989-1994. D.C.: The Washington Institute for Near East Policy.
- Gharāiba, Ibrāhīm 1997. *Jamā'a al-Ikhwān al-Muslimīn* fī al-Urdunn 1946-1996. Amman: al-Urdun al-Jadid Research Center.
- Hourani, Hani 1997. "The Future of Islamic Movement in Jordan." in *Islamic Movements in Jordan*. ed. Jillian Schwedler (Supervised by Hani Hourani. Translated by George Musleh). Amman: Al-Urdun al-Jadid Research Center.
- Hourani, Hani and May al-Taher eds. 2009 *Who's Who in the Jordanian Parliament 2007-2011*. Amman: Al-Urdun al-Jadid Research Center.
- al-Ḥurānī, Hānī 2000. "Naẓra Tārīkhīya 'alā Taṭawwur al-Daur al-Siyāsā li-Niqābā al-Mihnīya 1950-1989 [The Development of the Political Role of the Professional Associations: A Historical Survey 1950-1989]." in *Niqābā al-Mihnīya*. ed. Hānī al-Ḥurānī.Amman: Al-Urdun al-Jadid Research Center
- IAF (Islamic Action Party) 2007. *na 'm...al-Islām huwa al-ḥall* [Yes...Islam is the Solution]. Amman: Ḥizb Jabha al-'Amal al-Islāmī.
- Khazendar, Sami al- 1997. Jordan and the Palestine Question: The Role of Islamic and Left Forces in Foreign Policy-Making. UK: Garnet Publishing Ltd.
- Kikkawa, Takuro 2012. "A Turbulent Decade between the Jordanian Government and the Muslim Brotherhood." Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies (5-1&2).
- King Abdullah of Jordan 2011. Our Last Best Chance:

- The Pursuit of Peace in a Time of Peril. New York: Viking Adult.
- Lucas, Russell E. 2005. *Institutions and the Politics of*Survival in Jordan. NY: State University of New
 York Press.
- Lust-Okar, Ellen 2007. "The Management of Opposition: Formal Structures of Contestation and Informal Political Manipulation in Egypt, Jordan, and Morocco." in *Debating Arab Authoritarianism: Dynamics and Durability in Nondemocratic Regimes.* ed. Olivier Schlumberger. CA: Stanford University Press.
- Lynch, Marc 1999. State Interests and Public Spheres: the International Politics of Jordan's Identity. New York: Columbia University Press.
- 2006. Voices of the New Arab Public: Iraq, al-Jazeera, and Middle East Politics Today. New York. Columbia University Press.
- —— 2012. The Arab Uprising: The Unfinished Revolutions on the New Middle East. New York: Public Affairs.
- Mohan, Hayley 2010. "Jordanian Tribal Violence: Historical Context and Current Problems." CSS Papers (August). Amman: Center for Strategic Studies.
- Muasher, Marwan 2008. *The Arab Center: The Promise of Moderation*. New Haven & London: Yale University Press.
- Saif, Ibrahim and Yasmeen Tabbaa 2008. "Economic Growth, Income Distribution and the Middle Class in Jordan (2002-2006)." CSS Papers (June 2008). Center for Strategic Studies.
- Scott, James M. and Carie A. Steele 2011. "Sponsoring Democracy: The United States and Democracy Aid to the Developing World, 1988-2001."

 International Studies Quarterly 55 (1): 47-69.
- Schwedler, Jillian 2006. Faith in Moderation: Islamist Parties in Jordan and Yemen. NY: Cambridge University Press.
- Shenker, David 2006. "Hamas Weapons in Jordan: Implications for Islamists on the East Bank." D.C.:

~ 研究ノート

The Washington Institute for Near East Policy. (www.thewashingtoninstitute.org/print. php?template = C05&CID = 2463 2010年6月25日閲覧).

Stemmann, Juan José Escobar 2010. "The Crossroads of Muslim Brothers in Jordan." in *The Muslim Brotherhood: the Organization and Policies of a Global Islamist Movement*. ed. Barry Rubin. NY: Palgrave McMillan.

Wilson, Mary C. 1987. King Abdullah, Britain and the making of Jordan. Cambridge: Cambridge University Press.

〈新聞〉

Al-Ghad

Al-Ra'y

Al-Sabīl

Jordan Times

Washington Post

[付記] 本稿は、科学研究費補助金の交付を受けて 行った研究「ヨルダン『緩衝国家生存』のメカニ ズム:国家-社会諸勢力間の調整と介入」(平成21 年度・若手研究 B) ならびに「中東におけるムス リム同胞団の総合的研究――各国での政治活動と 国際ネットワーク」(平成24年度・基盤 B。代表・ 横田貴之日本大学准教授)の成果の一部である。 また本稿は, 京都大学地域研究統合情報センター 相関地域研究プロジェクト「中東地域における経 済自由化と統治メカニズムの頑健性に関する比較 研究」(研究代表者・浜中新吾山形大学准教授)の 2011年度第1回研究会に提出したペーパー「ヨル ダン・ムスリム同胞団の解剖学: 埋め込まれた王 国の記憶を巡る葛藤」の内容を加筆修正したもの である。参加者諸氏には貴重なコメントをいただ いた。ここに記して感謝したい。

(立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部准教授, 2012年9月24日受領,2013年11月11日レフェリー の審査を経て掲載決定)